

受理番号	受理年月日	付託委員会	審査結果
1	令和6年2月15日	文教経済	
件名	新潟県の「最低賃金の抜本的な底上げを求める」意見書の採択を求める請願書		
紹介議員	平良木 哲也、上野 公悦、橋爪 法一		
請願の要旨			
<p><b>【請願要旨】</b></p> <p>中央最低賃金審議会は2023年度の最低賃金について、Aランクはプラス41円、Bランクは40円、Cランクは39円とする目安を厚生労働大臣に答申した。それを受けて新潟地方最賃審議会では1円加算の「41円」とし、「931円」とした。しかしながら、最高額の東京都とは182円もの格差がある。また、北陸・関東・信越の13都県中最下位である。とても納得できるものではない。私たちは地域間格差を是正するため、最低賃金法を改正することを求めている。</p> <p>昨年から続いている物価の高騰が市民生活を圧迫し、特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣・契約などの非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破壊が深刻である。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えている。</p> <p>私たちが取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも時給1,500円以上、最近の調査では1,700円が必要であることが明らかになった。</p> <p>岸田政権も昨年から大幅賃上げに取り組み、大企業の賃金は上がったがそれでも物価上昇もあり実質賃金はマイナス2.5%だった。中小企業や底辺で働く労働者の賃上げは十分とは言えない。少子化対策、人手不足対策としても大幅引き上げは絶対必要である。</p> <p>昨年9月、岸田首相は2030年代半ばまでに最低賃金の加重平均を1,500円に引き上げると表明したが、10年以上このままの状態を続けることは困難である。</p> <p>最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができない。骨太の方針にも「適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優遇的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する」と示されている。日本商工会議所などの中小企業団体が求める社会保険料の減免も含めた支援の強化を求めるものである。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>国に対して意見書を提出すること。</p>			